

論壇

雑所得を生ずべき業務に係る所得税の考察

はじめに

ICT（情報通信技術）の進展により、個人等が保有する活用可能な資産等（スキル・時間等の無形なものを含む）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も活用可能とする経済活性化活動（いわゆるシェアリング・エコノミー）が急速に広がりを見せている。令和3年度の我が国における市場規模は2兆4198億円とされ、現状ペースで成長すると令和9年度には6倍の14兆2799億円となるとの予想も公表されている（令和3年度シェアリング・エコノミー関連調査結果・情報通信総合研究所）。これら増加の要因の一つには、働き方改革の一環により給与所得者であ

るシェアリング・エコノミーの提供者が兼業及び副業としてプラットフォーム（いわゆるインターネット上のマッチング事業者）を介して匿名で手軽に経済活動を行うことが可能となったことが考えられる。反面、シェアリング・エコノミー提供者の申告漏れ所得が多額となつていくとの問題点も課税庁から指摘されていた。そこで、令和2年度税制改正では、シェアリング・エコノミーの提供者に対する適正な課税の確保のため、雑所得を生ずべき業務に係る所得税の見直しが行われた。

本稿では、この見直された雑所得を生ずべき業務に係る所得税について考察する。

I 現金主義による所得計算の特例

1 現行制度（小規模事業者の場合）

青色申告書を提出することに基づき税務署長の承認を受けている居住者でその年の前々年分の不動産所得又は事業所得の金額（青色事業専従者給与の金額を控除する前の金額）の合計額が300万円以下である小規模事業

者は、その年分の不動産所得又は事業所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費を算入すべき金額を、その業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる（所法67①、所令195①、所

規39の2）。

2 改正の内容（雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の場合）

雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下であるものは、その年分のその業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額及び必要経費を算入すべき金額を、その業務につきその

II 確定申告書の現金預金取引等関係書類の保存義務

1 改正の内容

その年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者又は国内源泉所得に係る雑所得を生ずべき業務を行う非居住者（以下「居住者等」という。）で、その年の前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超えるものは、これらの雑所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を記載した現金預金取引等関係書類を保存しなければならない（所法232②）。

2 現金預金取引等関係書類の定義

「現金預金取引等関係書類」とは、居住者等が雑所得を生ずべき業務に關して作成又は受領した請求書、領収書その他これらに類する書類（自己の作成したこれらの書類でその写しを含む。）のうち、現金の收受若しくは払出し又は預貯金の預入若しくは引出しに際して作成されたものとされる（所規102⑦）。

3 保存期間等

居住者等は、現金預金取引等関係書類を整理し、その作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から5年間、

年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる（所法67②、所令196の2）。なお、本特例の適用を受けようとする年分の確定申告書を提出する場合には、その申告書にその適用を受ける旨の記載をする必要がある（所令197③）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和4年分以後の所得税について適用される（令和2年改正法附則5）。

III 確定申告書の添付書類の見直し

1 改正の内容

これをその者の住所地若しくは居所地又は雑所得を生ずべき業務を行う場所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない（所規102⑧⑨）。

4 適用関係

上記1の改正は、令和4年分以後の所得税について適用される（令和2年改正法附則11）。

また、この収支内訳書は、事業所得等を有する者に係る収支内訳書と同様に、還付請求申告書、確定損失申告書及び準確定申告書を提出する場合同じにも、その添付が必要とされている（所法122③、123③、125④、127④、所規47の3②）。

IV 所得税基本通達の発遣

シェアリング・エコノミーの提供者に対する適正な課税の確保のため、雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の範囲を明確化する「所得税基本通達の制定について」の一部改正（法令解釈通達…課個2・21他）が令和4

1 その他雑所得の例示の明確化

その他雑所得（公的年金等に係る雑所得及び業

務に係る雑所得以外の雑所得をいう。）の範囲に、譲渡所得の基因とならない資産の譲渡から生ずる所得（営利を目的として継続的に行うその資産の譲渡から生ずる所得及び山林の譲渡による所得を除く。）が含まれる（所基通35・1（12））。

2 業務に係る雑所得の例示の明確化

業務に係る雑所得の範囲に、営利を目的として継続的に行う資産の譲渡から生ずる所得が含まれる（所基通35・2（7））。

また、事業所得と業務に係る雑所得の判定について、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度

おわりに

シェアリング・エコノミー全体においては、①提供者の所得税の確定申告漏れ、②プラットフォームの申告納税を行う上で必要な課税情報の提供不足、③購入者の源泉徴収漏れ及び提供者の情報が不明なケースにおける支払調書の作成が出来ない等、それぞれの立場における課税上の解決しなければならぬ問題点も多く存在する。

令和元年度税制改正では、①事業者等への協力要請（通則法74の12①）、②特定事業者等への報告の求め（通則法74の7の2①）の規定が創設され、課税庁のプラットフォームに対する情報照会の手続きが整備された。この改正を受けて、例えば「betan」に対して配達員の住所・氏名、取引額及び銀行口座などの情

で行っているかどうかで判定する（所基通35・2（注）前段）。この場合において、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がないときには、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当する。ただし、その所得に係る収入金額が300万円を超えるような規模で行っているときには、帳簿書類の保存がない事実のみで所得区分を判断せず、事業所得と認められる事実があれば事業所得に該当する（所基通35・2（注）後段）。

報告会も行われたようだ。令和4年分の所得税の確定申告から、見直された制度による雑所得を生ずべき業務に係る申告・納税がスタートする。上記II・IIIに記載したとおり、前々年分のその業務に係る収入金額の多寡によって現金預金取引等関係書類の保存義務又は収支内訳書の提出義務が新たに生じることとなる。

また、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する場合には、売上金額又は業務に係る収入金額の記載不備の状況に応じた過少申告加算税又は無申告加算税の加重措置（5%・10%）の規定（通則法65④、66④）も適用されることとなるので留意が必要である。



宮森俊樹 【芝】